平成２４年（フ）第１３７号
埼玉県越谷市南町３丁目５番４号　ハイムウェルシィ102
債務者　畠山　友広
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸５丁目７番３号さくらハイツ103
債務者　浅見　佳勝
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
埼玉県越谷市宮本町５丁目19番地　キャピタルⅠ202号
債務者　數見　英士
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６号
栃木県足利市朝倉町３丁目31番地７　プルミエール足利201号、前住所栃木県足利市堀込町2939番地12
債務者　矢本　孝志
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２９７号
東京都立川市柏町２丁目42番地の15ル・シエル202号
債務者　中島　　宏
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４００号
横浜市戸塚区汲沢３丁目１番７―107号
債務者　三嶽奈央子（旧姓白井・神原）
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０９号
横浜市緑区霧が丘２丁目16番地７　コーポ霧が丘202号
債務者　齊藤真由美
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８３号
横浜市以下秘匿、住民票上の住所横浜市中区寿町１丁目３番地12　ライオンズマンション関内第６―708号室
債務者　白井　朋美
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９７号
神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目23番25号
債務者　中島　大介
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６０９号
横浜市中区根岸旭台24番地　トーカン旭台マンション402号室
債務者　安西　陽子
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４７号
静岡県榛原郡吉田町神戸1957番地の31
債務者　永見　恒彦
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９４号
静岡県袋井市諸井2161番地　スキヤハイツⅠ205号、住民票上の住所千葉県船橋市二和東５丁目31番10号
債務者　鈴木　園美（旧姓柿平）
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７２７号
栃木県宇都宮市下小池町569番地318
債務者　瀧田　令子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第８９号
栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡605番地３
債務者　仲根由美子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３６号
栃木県日光市森友1638番地８、前住所群馬県桐生市仲町３丁目13番２号
債務者　手塚眞佐子（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係